

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第75号）
（消防局予防部指導課）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行により建築基準法の一部が改正されることに伴い、京都市火災予防条例に定める屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の整備を行うこととしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第75号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第38条第1項第2号中「、主要構造部」を「、特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。））」に改め、「又は主要構造部」の右に「（同条第5号に規定する主要構造部をいう。））」を加え、「（主要構造部）」を「（特定主要構造部）」に、「及び主要構造部」を「及び特定主要構造部」に改め、同条第2項中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第41条第1項第1号ア中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)